

次期「名張市教育大綱」の策定について

教育大綱の位置づけ

名張市教育大綱は、総合計画に定める教育等の振興に関する施策についての基本方針を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱として位置づけたものです。

今回の策定に当たって

現行の教育大綱の対象期間が 2 0 2 0（令和 2）年度で最終年次を迎えることから、大綱策定後の教育行政を取り巻く環境や社会潮流の変化等を踏まえるとともに、2 0 1 8（平成 3 0）年度策定の名張市総合計画「新・理想郷プラン」の「第 2 次基本計画」＜2 0 1 9（令和元）年度～2 0 2 2（令和 4）年度＞との整合を図り、必要な修正を行います。

また改定に当たっては、国の第 3 期教育振興基本計画＜2 0 1 8（平成 3 0）年度～2 0 2 2（令和 4）年度＞の基本的な方針や三重県の三重県教育施策大綱＜2 0 2 0（令和 2）年度～2 0 2 3（令和 5）年度＞の基本方針を参酌します。

教育大綱の期間

2 0 2 1（令和 3）年度から 2 0 2 5（令和 7）年度までの 5 年間とします。